

別表第三中

筑波大学附属盲学校
筑波大学附属聾学校
筑波大学附属大塚養護学校
筑波大学附属久里浜養護学校

を

筑波大学附属視覚特別支援学校
筑波大学附属聴覚特別支援学校
筑波大学附属大塚特別支援学校
筑波大学附属久里浜特別支援学校

に

改める。

(国立大学等の授業料その他の費用に関する省令の一部改正)
第二十八条 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部科学省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中、「特殊教育特別専攻科」を「特別支援教育特別専攻科」に、「盲学校の」を「特別支援学校の」に、「盲学校養護学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
第四条第二項中、「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改め、同項の表中「盲学校養護学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附則第二条第二項中、「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部若しくは幼稚部又は」を「特別支援学校の高等部若しくは幼稚部又は」に改める。

(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部改正)
第二十九条 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第一号中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、同項第二号中、「並びに盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改め、若しくは高等学校」の下に、「学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下「旧盲学校等」という。)(の高等部を含む。)」を、「校長」の下に、「旧盲学校等」にあっては、学校教育法等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定により当該旧盲学校等がなるものとされた特別支援学校の校長。以下同じ。)」を加え、同条第二項第一号中「高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加える。

第二十二条第一項第二号中、「若しくは高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加え、同項第三号中、「又は高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加え、同条第二項第一号中、「高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加える。

第二十三条第一項第一号中、「若しくは高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加え、同条第二項第一号中、「高等学校」の下に、「旧盲学校等の高等部を含む。)」を加える。
(義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部改正)

第三十条 義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則(平成十六年文部科学省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項(見出しを含む。)(中、「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三十一条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十六年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中、「この省令による改正後の教育職員免許法施行規則(以下「新施行規則」という。)」を、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令(平成十九年文部科学省令第五号)第九条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則以下「新免許法施行規則」という。)」に、「新施行規則」を、「新免許法施行規則」に、「盲学校特殊教育教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改め、同条第二項及び第三項中、「新施行規則」を、「新免許法施行規則」に、「盲学校特殊教育教諭」を「特別支援学校自立教科教諭」に改める。

(高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正)
第三十二条 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校(学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)」に改め、附則第五条及び」を削る。

附則第五条第一項中、「高等学校において」を、「高等学校(学校教育法等の一部を改正する法律第一条による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校を含む。以下この項において同じ。)」に改める。

(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第三十三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年文部科学省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中、「第八十号」の下に、「以下「改正法」という。」を加える。

附則第三項を附則第八項とし、附則第二項の前の見出しを削り、同項中、「学校教育法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の教育職員免許法」を、「新免許法」に、「この省令による改正後の教育職員免許法施行規則(以下「新施行規則」という。)」を、「新施行規則」に、「この省令の施行の日(次項において「施行日」という。)」を、「施行日」に改め、同項を附則第七項とし、附則第一項の次に次の五項を加える。
(経過措置)

2 改正法附則第七条の規定の適用がある者についての改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法(以下「旧免許法」という。)(別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位の修得方法は、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則(以下「旧施行規則」という。)(第七条に定める修得方法の例にならうものとする。この場合において、この省令の施行の際現に同条の表第四欄に掲げる科目の単位を修得していない者については、当該科目は、特別支援学校の教育を中心として修得するものとする。

3 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)(前に旧免許法別表第一の規定により改正法附則第五条第一項の表の上欄に掲げる同項に規定する旧免許法の授与を受けるために修得した旧免許法別表第一の第三欄に定める特殊教育に関する科目の単位(教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成十年文部科学省令第二十八号)附則第三項の規定により当該科目の単位とみなされるものを含む。))については、次の表に定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる新免許法(改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法をいう。以下同じ。)(別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目の単位とみなすことができる。